

指定通所介護事業

指導検査基準

— 令和7年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定通所介護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等	確認書類等
第1 基本方針	1 基本方針 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第98条	・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 （1）指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 ① 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。また、生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。 ※ 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 イ 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行わ	法第74条第1項 都条例第111号第99条第1項第1号 都規則第141号第17条第1項第1号 施行要領第3の6の1の(2) 施行要領第3の6の1の(1)の①のイ及びロ	・ 勤務実績表／タイムカード ・ 勤務体制一覧表 ・ 従業員の資格証 ・ 業務日誌 ・ 送迎記録 ・ 日々のサービス提供者数及び提供時間数が分かる書類

	れ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。 なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。 ② 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定通所介護の単位（指定通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下「人員に関する基準」において同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。 ※ 看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとなっているか。 ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。その場合であっても、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態等の確認を行う時間帯は、専従しなければならない。	都条例第111号第99条 第1項第2号 都規則第141号第17条 第1項第2号 施行要領第3の6の1の (1)の⑥	
--	---	--	--

	イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が指定通所介護事業所の提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。 なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。 ③ 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者（都条例第111号第101条第3項に規定する利用者をいう。以下「人員に関する基準」において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。 ※1 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。 ※2 都規則141号第17条第1項第1号の生活相談員及び同項第3号の介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定めら	都条例第111号第99条 第1項第3号 都規則第141号第17条 第1項第3号 施行要領第3の6の1の (1)の② 施行要領第3の6の1の (1)の③	
--	---	---	--

	れた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。 ※3 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。 （確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式） 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 ※4 都規則第141号第17条第1項第3号にいう介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。	施行要領第3の6の1の(1)の④	
	※4 都規則第141号第17条第1項第3号にいう介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。	施行要領第3の6の1の(1)の⑤	

	(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式) ・利用者数 15 人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数 16 人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝$((\text{利用者数}-15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$ ※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数 18 人、提供時間数を 5 時間とした場合、$(18-15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5 時間の勤務時間数を 1.6 名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、$5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表 3 に示すものとする。 なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時 1 名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時 1 名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に 1 名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。		
--	---	--	--

別表 3

通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利用者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間

④ 機能訓練指導員

機能訓練指導員は 1 人以上確保されているか。

機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。

（2）機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。

老企25別表 3

都条例第111号第99条
第1項第4号

都規則第141号第17条
第1項第4号
施行要領第 3 の6の1の
(1)の⑦

都規則第141号第17条
第4項

	ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	施行要領第3の6の1の(4)準用(第3の1の1の(3))	・勤務表
第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 (2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。 ① 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。 ② 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。 (3) (1)の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者（当該指定通所介護事業者が都条例第111号第99条第2項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者をいう。(4)におい	都条例第111号第101条第1項 都条例第111号第101条第2項 都規則第141号第18条第1項第1号 都規則第141号第18条第1項第2号 都条例第111号第101条第3項	・平面図 ・設備、備品台帳等

	て同じ。)に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 (4) (3)ただし書の場合（指定通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。 (5) 指定通所介護事業者が都条例第111号第99条第2項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。	都条例第111号第101条第4項 都条例第111号第101条第5項	
第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に都条例第111号「第7章第四節 運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下において「運営規程」という。）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間（8時間以上9時間未満の通所介護の前後	都条例第111号第112条準用(第51条) 都条例第111号第102条1項 施行要領第3の6の3の	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 指定申請書及び変更届控

	に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。) ④ 指定通所介護の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者（実人員数）の数の上限をいう。） ⑤ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域（当該指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。） ⑦ 指定通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 （１）指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各指定通所介護事業所において、従業員の勤務体制を定めているか。 （２）当該指定通所介護事業所の従業員によって指定通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護については、この限りでない。 （３）指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。	(1)の① 施行要領第3の6の3の(1)の② 施行要領第3の6の3の(1)の③ 施行要領第3の6の3の(1)の④ 施行要領第3の6の3の(1)の⑤ 都条例第111号第103条第1項 都条例第111号第103条第2項 施行要領第3の6の3の(2)の①	・運営規程 ・就業規則 ・勤務表 ・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書 ・勤務実績表（勤務実績が確認できるもの）
--	--	--	---

	の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 6 提供拒否の禁止 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するよう努めているか。 9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第112条 準用(第13条) 都条例第111号第112条 準用(第14条) 都条例第111号第112条 準用(第15条) 都条例第111号第112条 準用(第16条)	・利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用申込受付簿等 ・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことが分かる書類等 ・サービス提供依頼書等 ・利用者に関する記録（被保険者証の写等） ・利用者に関する記録
--	---	---	--

	(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 10 心身の状況等の把握 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第112条 準用(第17条) 都条例第111号第112条 準用(第18条) 都条例第111号第112条 準用(第19条)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者の届出書控等 ・居宅サービス計画書
--	---	---	--

	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しているか。 14 居宅サービス計画の変更の援助 指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 15 サービスの提供の記録 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。 16 利用料等の受領 (1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差	都条例第111号第112条 準用(第20条) 都条例第111号第112条 準用(第21条) 都条例第111号第112条 準用(第23条) 都条例第111号第104条 第1項 都条例第111号第104条 第2項	・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書 ・サービス提供記録等 ・利用者に関する記録(変更があったかの確認) ・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書 ・サービス提供票 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・サービス提供票、サービス提供票別票等 ・介護給付費明細書 ・請求書 ・領収書
--	--	---	--

	額が生じないようにしているか。	
(3)	指定通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの	都規則第141号第19条
(4)	指定通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第104条第4項
(5)	指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項
(6)	指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する	法施行規則第65条

	拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 （４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っているか。 （５）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行っているか。 （６）常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供しているか。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えているか。 20 通所介護計画の作成 （１）管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画（以下において「通所介護計画」という。）を作成しているか。 この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ※ 通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課（プロ	第155号（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について） 施行要領第３の６の３の（４）の④ 都条例第111号第107条第1項 施行要領第３の６の３の（５）の②	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等の記録 ・身体的拘束等の適正化のための研修記録 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・アセスメントシート ・モニタリングシート
--	--	---	---

	グラム)等を明らかにしているか。 (2) 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 (3) 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。 (4) 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。 (5) 通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行わなければならないが、管理者は、当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行っているか。 (6) 通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。 21 利用者に関する区市町村への通知 指定通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例第111号第107条第2項 都条例第111号第107条第3項 都条例第111号第107条第4項 施行要領第3の6の3の(5)の⑤ 施行要領第3の6の3の(5)の⑥ 施行要領第3の6の3の(5)の⑦ 都条例第111号第112条準用(第30条)	・区市町村に送付した通知に係る記録
--	--	--	--------------------------

	22 緊急時等の対応 通所介護従業者等は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 23 定員の遵守 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 24 衛生管理等 (1)指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 (2)指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じているか。 ①感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に十分に周知しているか。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。 25 非常災害対策 (1)指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらに従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	都条例第111号第112条 準用(第31条) 都条例第111号第108条 都条例第111号第109条 第1項 都条例第111号第109条 第2項 都規則第141号第19条 の二 都条例第111号第110条 施行要領第3の6の3の (7)	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録等 ・利用者名簿 ・業務日誌等 ・国保連への請求書控え ・送迎記録 ・衛生管理に関するマニュアル等 ・委員会開催記録 ・指針 ・研修及び訓練実施記録 ・非常災害に関する具体的な計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画） ・運営規程
--	---	--	--

	(2) 都条例第111号第110条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 (耐震措置) (1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しているか。 ※一定要件 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所 (2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号	・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出
--	---	---	--

	法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。 26 掲示 （１）指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 （２）指定通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 （３）指定通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 27 秘密保持等 （１）指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （２）指定通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 （３）指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 28 広告 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条 都条例第111号第112条 準用(第33条) 施行要領第3の6の3の (11)準用(第3の1の3の (24)) 都条例第111号第112条 準用(第34条) 都条例第111号第112条 準用(第35条)	・ 掲示物等 ・ 従業員の秘密保持誓約書 ・ 個人情報同意書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・ パンフレット、チラシ等
--	--	--	--

	29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 30 苦情処理 (1) 指定通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 (2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定通所介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第111号第112条準用(第36条) 都条例第 111 号第 112 条準用(第 37 条)	・ ホームページ等 ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 重要事項説明書
--	---	--	--

	(6) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 31 地域との連携等 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。 (2) 指定通所介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (3) 指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めているか。 32 事故発生時の対応 (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。		
		都条例第 111 号第 110 条の 2	
		都条例第 111 号第 110 条の 3 第 1 項	・ 事故対応マニュアル ・ 事故の状況及び事故に際して採った措置（区市町村、家族、介護支援専門員への報告を含む）の記録 ・ 再発防止策の検討の記録

	的な内容等の記録 ③ 都条例第111号第106条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤ 都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 36 その他 (1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。 (2) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならない。 ① 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。 ② 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。	平成 28 年 9 月 15 日付 老高発 0915 第 1 号 水防法第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項 水防法第 15 条の 3 第 5 項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 5 項	むを得ない理由の記録 ・避難確保計画 ・訓練記録
第 5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、	法第75条第1項	・指定申請書及び変更届 控

	10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第2項	
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定通所介護事業者が指定通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 所要時間の取扱い 所要時間については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の1（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	法第41条第4項第1号 平12厚告19の1 平12老企39 平12厚告19の2 平12厚告19の3 平12厚告19別表の6のイからハの注1	・加算体制届出等

	3 短時間の場合の取扱い 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、「所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の1（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。 4 9 時間以上の場合に係る加算 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が 9 時間以上となる時は、算定対象時間が 9 時間以上 10 時間未満の場合、10 時間以上 11 時間未満の場合、11 時間以上 12 時間未満の場合、12 時間以上 13 時間の未満の場合、13 時間以上 14 時間未満の場合は所定単位数に加算しているか。 5 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴う加算 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数の100分の5以上減少している場合に、知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少し	平12厚告19別表の6のイからハの注4 平12厚告19別表の6のイからハの注6 平12厚告19別表の6のイからハの注5	
--	---	--	--

	を行っていること。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えない。 (3) 当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（「以下機能訓練指導員等」）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成していること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通称介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。 (4) (3) の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で入浴介助を行っていること。 11 中重度者ケア体制加算 次に掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数に加算しているか。 イ 指定居宅サービス等基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。		
--	---	--	--

平12厚告19別表の6の
イからハの注11
平27厚労告95の15

	次のいずれにも適合すること。 (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という）を1名以上配置していること。 (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 (5) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員の等の数の基準並びに通所介護費等の算定方法第1号に規定する基準の		
--	--	--	--

	いずれにも該当しないこと。 ロ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 次のいずれにも適合すること。 （１）イ（１）の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。 （２）イ（２）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イの（１）から（５）まで又はロ（１）及び（２）に掲げる基準に適合すること。 （２）利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 14 ADL維持等加算 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から１２月以内の期間に限り、当該基準の区分に従い１月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （１）評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（（２）において「評価対象利用期間」という。）が６月を超える者をいう。		
--	---	--	--

平12厚告19別表の6の
イからハの注14
平27厚労告94の15の2
平27厚労告95の16の2

	(以下この号において同じ。)の総数が10人以上であるか。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。))と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は当該サービスがあった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。))を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出しているか (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。))の平均値が1以上であるか。 ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)及び(2)までの基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であるか。 15 認知症加算 次に掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。 イ 指定基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前		
--	---	--	--

平12厚告19別表の6の
イからハの注15
平27厚労告94の16
平27厚労告95の17

	養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応しているか。 (3) 利用者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。 (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか。 18 栄養改善加算 次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数に加算しているか。 イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等、が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事		
--	--	--	--

平12厚告19別表の6の
イからハの注18
平27厚労告95の19

	業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。 19 口腔・栄養スクリーニング加算 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所の従業者が利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ 1 回につき所定単位数に加算しているのか。 イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 20 口腔機能向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い 3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき所定単位数に加算しているか。 イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （１）言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。 （２）利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が	平12厚告19別表の6の イからハの注19 平27厚労告95の19の2 平12厚告19別表の6の イからハの注20 平27厚労告95の20	
--	--	---	--

	共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。 ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも該当すること。 (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 21 科学的介護推進体制加算 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届けた指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数に加算しているか。 イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。		
--	--	--	--

平12厚告19別表の6の
イからハの注21

	ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護計画を見直す等、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 22 サービス種類相互の算定関係 利用者が通所介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所介護費を算定していないか。 23 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 24 送迎を行わない場合の取扱い 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算しているか。 25 サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	平12厚告19別表の6のイからハの注22 平12厚告19別表の6のイからハの注23 平12厚告19別表の6のイからハの注24 平12厚告19別表の6のニの注 平27厚労告95の23	
--	---	--	--

	イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が、100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 26 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所	平12厚告19別表6のホ の注	・ 介護職員等処遇改善計画書 ・ 給与明細等
--	--	----------------------------	--------------------------------------

	介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定通所介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定通所介護事業所において、介護福祉士であって、経験・		
--	---	--	--

平27厚労告95の24 (平
27厚労告95の4号準用)

	技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定通所介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--

	(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)―及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)―、(2)から(6)まで、(7)―から四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
--	---	--	--

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚劳告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚劳告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚劳告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚劳告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚劳告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚劳告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚劳告218	⇒	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)

- 平24厚劳告120 ⇒ 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
- 平30厚劳告80 ⇒ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)